本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第一号）（外務省）

1　在ラトビア日本国大使館の位置の地名を改める。（別表第一関係）
2　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。（別表第二関係）
3　在外公館に勤務する外務公務員の配偶者手当の見直しを行う。（第六条第四項、第十七条及び第十八条関係）
4　在外公館に勤務する外務公務員の同行子女手当を新設する。（第六条第五項及び第二十条～第二十二条関係）
5　在外公館に勤務する外務公務員の在外単身赴任手当を新設する。（第六条第七項、第二十七条及び第二十八条関係）
6　在外公館に勤務する外務公務員の国内の留守宅に係る住居手当を支給する。（第二条第一項及び第三項、第三条並びに第四条関係）
7　在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当のうち、幼稚園に相当する教育施設に係る加算額の限度額を改定する。（第二十四条第五項関係）
8　その他所要の改正を行う。
9　附則
⑴　この法律は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）
⑵　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定める。（附則第二条～第五条関係）

◇地方税法等の一部を改正する法律（法律第二号）（総務省）

第１　地方税法の一部改正
1　道府県民税及び市町村民税
⑴　令和九年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を六十二万円以下（改正前は五十八万円以下）とする。（第二十三条、第二百九十二条関係）
⑵　所得割の納税義務者が、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が百分の三以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、配当割の対象とする。（第二十三条、第三十二条、第三百十三条関係）
⑶　令和十年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、ひとり親控除の額を三十三万円（改正前は三十万円）とする。（第三十四条、第三百十四条の二関係）
⑷　都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずる。（第三十七条の二、第三百十四条の七、附則第五条の五、第五条の六、第七条の二、第七条の三、改正法附則第三条、第十一条関係）
イ　総務大臣による特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準（以下「指定基準」という。）に、次に掲げる基準その他都道府県等による寄附金の使途に係る基準に適合するものであることを加える。
⑴　都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額から当該指定対象期間における募集に要する費用を控除して得た額（以下「寄附金活用可能額」という。）が当該寄附金の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。
⑵　寄附金活用可能額の使途に関する事項について、公表すること。
ロ　総務大臣は、指定をした都道府県等が指定対象期間の初日前四年以内に指定基準に適合していなかったと認めるときは、指定を取り消すことができることとする。
ハ　総務大臣は、指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、三年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならないこととする。
ニ　特例控除額の控除限度額を、所得割額の百分の二十に相当する金額と次に掲げる金額とのいずれか低い金額とする。
⑴　道府県民税　七十七万二千円（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円）
⑵　市町村民税　百十五万八千円（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百五十四万四千円）
ホ　特例控除額の計算上用いる人的控除差調整額について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から四十八万円を控除して得た額を加算する。
ヘ　指定対象期間の初日が次の表に掲げる期間に属する場合におけるイの⑴の適用については、イの⑴の「百分の六十」とあるのは、それぞれ次の表に掲げる字句とする。

令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで	百分の五十二・五
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

ト　指定対象期間の初日が令和十一年九月三十日までの期間に属する場合におけるロの適用については、ロの「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。
⑸　公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとする。（第四十五条の三の三、第三百十七条の三の三関係）
⑹　利子割について、以下の措置を講ずる。（第七十一条の二十五、第七十一条の二十六関係）
イ　道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に一定の率を乗じて得た額を、各道府県ごとの利子割清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。
ロ　他の道府県に対し支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。
ハ　利子割清算基準額は、各道府県ごとに、当該道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額として一定の方法により算定した額で当該年度の初日の属する年の前年前三年内の各年に係るものを平均した額とする。
⑺　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和九年十二月三十一日まで延長する。（附則第四条関係）
⑻　特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和九年十二月三十一日まで延長する。（附則第四条の二関係）
⑼　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、租税特別措置法第四十一条の十七第一項各号に掲げる期間内に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に本特例措置を適用する措置を講ずる。（附則第四条の五関係）
⑽　住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずる。（附則第五条の四関係）
イ　居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から四十八万円を控除して得た額を加算する。
ロ　適用期限を令和二十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税並びに居住年が令和十二年であるものまで延長する等所要の措置を講ずる。